

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

東京信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関・関係機関との連携を図り、金融支援と経営支援の両面に全力で取り組みます。また、従前の業務手法にとらわれることなく、保証業務の電子化を始め、常に業務の見直しを行うなど自らの変革に積極的に挑み、時代の要請に応じることができる業務態勢の構築を目指します。

以下に掲げる主要項目を業務運営の基本方針として、適時適切な支援策を講じることで、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業継続・発展を支え、必要とされる存在であり続けてまいります。

コンプライアンスについては、公的機関としての使命・社会的責任を果たし、反社会的勢力等に対しては関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。

1. 金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報等について情報を綿密に共有し、金融機関と信用保証協会が連携して、その役割を分担しながら、事業の継続・発展に向けた金融支援及び経営支援を推進します。

2. 金融支援と経営支援の一体的取組の推進

信用補完制度は中小企業金融支援の重要な柱であると認識し、国や東京都を始めとする地方公共団体が実施する制度融資について、積極的かつ適切に取り組みます。また、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの事業継続・発展を支えるため、専門家派遣等を活用した経営改善・生産性向上など、金融と経営の両面から皆さまの実情に応じた一体的な支援を推進します。

「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨を踏まえ、適切に対応します。

3. 利用者の利便性向上に向けた取組

金融機関及び中小企業・小規模事業者の利便性向上のため、信用保証書の電子化対象金融機関の拡大に取り組むほか、申込手続等の電子化に向けて、必要な役割を果たしてまいります。